

第2次 千葉県歯・口腔保健計画



千葉県マスコットキャラクター

チーバくん

千葉県

はじめに

歯・口腔が健康であることは、糖尿病・循環器疾患等の生活習慣病の予防につながり、健康寿命の延伸にも寄与することから、高齢化が進む本県においては、今後ますます歯・口腔の健康づくりが重要になります。



県では、「千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例」を制定し、県民の歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「千葉県歯・口腔保健計画」を平成23年に策定し、歯・口腔保健サービスの推進に取り組んでまいりました。

このたび、計画期間が満了することから、現状と課題を踏まえ、医療や介護とも連携した口腔機能の維持・向上に向けた取組など、新たな施策を盛り込んだ、「第2次千葉県歯・口腔保健計画」（平成30年度～35年度）を策定いたしました。

この計画に基づき、むし歯や歯周病等の歯科疾患の地域間格差の解消を図るとともに、乳幼児から高齢者まで、障害のある人や介護を必要とする人も含め、全ての県民の方々に、生涯を通じて途切れることのない歯・口腔保健サービスを提供できるよう、施策を推進してまいります。

歯・口腔の健康づくりを通じ、誰もが健康で生き生きと活躍できる社会の実現に向け、市町村や関係団体、県民の皆様とオール千葉で取り組んでまいりたいと思いますので、皆様の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なる御尽力をいただいた千葉県歯・口腔保健審議会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をいただきました県民の皆様、市町村、各団体の皆様に対し、厚く御礼を申し上げます。

平成30年3月

千葉県知事

森田健作

目 次

第1章 計画の基本方針

第1節 計画策定の趣旨	3
第2節 計画の性格	3
第3節 計画の期間	4

第2章 歯・口腔保健の現状

第1節 千葉県歯・口腔保健計画（H23～H29）の最終評価	5
第2節 歯科疾患の状況	
1 乳幼児	8
2 児童生徒	10
3 成人及び高齢者	11
第3節 歯・口腔保健意識状況	
1 乳幼児	12
2 児童生徒	13
3 成人及び高齢者	15
4 フッ化物洗口の実施状況	17
第4節 保健医療従事者等の状況	
1 歯科医師	18
2 歯科衛生士	19
3 歯科技工士	20
第5節 保健医療施設等の状況	
1 歯科診療所	21
2 訪問診療（居宅）を行っている歯科診療所	21
第6節 災害時における歯・口腔の保健医療サービスの提供	22

第3章 施策の方向

第1節 生涯を通じた切れ目のない歯・口腔の健康づくり	
1 乳幼児	23
2 児童生徒	25
3 成人（妊婦を含む）	26
4 高齢者	28

第2節 障害のある人、介護を必要とする人等の適切な歯・口腔の健康づくり

- 1 障害のある人 30
- 2 介護を必要とする人 31
- 3 病院入院患者 33

第3節 歯科口腔保健を支える環境の整備

- 1 情報の収集及び提供 34
- 2 市町村その他関係者の連携体制の構築 35
- 3 歯・口腔の健康づくりの業務に携わる人の確保及び資質の向上 38
- 4 災害時における歯・口腔の保健医療サービスの迅速な提供のための体制確保 39
- 5 歯・口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究 . . . 39

第4章 施策の目標 40

資料編

- 千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例 43
- 歯科口腔保健の推進に関する法律 46
- 用語解説 49